

国立大学法人東京農工大学役員報酬規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成17年6月21日

国立大学法人東京農工大学長 小畑 秀文

17 経教 規程第33号

国立大学法人東京農工大学役員報酬規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学役員報酬規程（16 経教規程第45号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「役員の職務の困難度、実績等を勘案して」を「次の各号に掲げる号俸を上限として」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 学長 8号俸
- 二 理事 6号俸
- 三 監事 4号俸

第6条に次の1項を加える。

- 3 学長は、常勤役員の職務の困難度、実績等を勘案して必要と認める場合は、経営協議会の議を経て、前項各号に掲げる号俸の上限を超えて号俸を決定することができる。

第9条第6項中「その者の業績に応じ」の下に「、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲で」を加える。

附 則（17 経教 規程第33号）

この規程は、平成17年6月21日から施行する。